

# こだわり生き生き

## 終身保険

外貨建

少し先の未来にも、  
もっと先の未来にもそなえたい。



契約締結前交付書面 兼 商品パンフレット  
(契約概要/注意喚起情報)

ご契約の検討・お申し込みには、「ご契約のしおり/約款」をあわせてご覧ください。

### 募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「こだわり生き生き終身保険(外貨建)」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「こだわり生き生き終身保険(外貨建)」は、**マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。**
- 三菱UFJ銀行は、「こだわり生き生き終身保険(外貨建)」の引受保険会社であるマニライフ生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。  
三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万が一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

### くわしくは、外貨建保険販売資格をもつ募集人にご相談ください

三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者です。保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申し込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき外貨建保険販売資格を登録した募集人のみがこの保険を取り扱えます。

募集人の権限等の確認は、マニライフ生命コールセンターまでご連絡ください。

(お問い合わせ、ご照会)

募集代理店



株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター【保険】

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3等を除く)

<https://www.bk.mufg.jp>

2024年4月現在(N0.05395)

(契約後のご照会)

引受保険会社

マニライフ生命保険株式会社



マニライフ生命コールセンター

0120-063-730

受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/31～1/3は除く)

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

ホームページ：[www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp)

MLJ(PTD)23120862-291455

### 契約前に十分にお読みください。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」は、お申し込みの際の重要な事項を、右記の書面に分類してご説明しています。

契約概要

注意喚起情報

契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。



この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。  
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

為替レートの変動等により、損失が生じる可能性があります。

募集代理店

MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行

引受保険会社

Manulife  
マニライフ生命

この保険の引受保険会社はマニライフ生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行はマニライフ生命保険株式会社の募集代理店です。



無配当外貨建特別終身保険(積立利率変動型)

# こだわり生き生き

## 終身保険

外貨建

「こだわり生き生き終身保険(外貨建)」は、契約後一定期間の死亡保障を抑えることにより、将来の保障をより充実させることができる、外貨建ての終身保険です。

- お申し込み時の告知は不要。幅広い年齢層のお客さまにご利用いただけます。
- 毎月の契約通貨建ての保険料は、円に換算してお払い込みいただけます。
- 毎月更改される積立利率で積立金を運用します。

### ⚠️ 「こだわり生き生き終身保険(外貨建)」にはリスクがあります

- この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「お支払い時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」が、「お払い込み時点の為替相場で円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。
- 契約通貨建ての保険料を円に換算した金額は、「円入金特約」の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびに変動(増減)します。
- 「円支払特約E型」を付加して円に換算してお支払いする死亡保険金の額等は、「円支払特約E型」の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。このため、「契約時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」を下回ることがあります。

参照 「こだわり生き生き終身保険(外貨建)」にかかる費用については、[P.27](#)～[P.28](#)「この保険にかかる費用は次のとおりです」(注意喚起情報)をご覧ください。



## 将来の保障は手厚くしておきたい。

契約後一定期間の死亡保障を抑えることにより、将来ご家族に必要となる保障を、より手厚く確保できます。



## 先々で保障が増えると心強い。

積立金額があらかじめ設定した死亡保障額に到達したあとは、積立金額の増加に伴い、死亡保障も増加していきます。

相続人が受け取る死亡保険金は、相続税法第12条「保険金の非課税限度額」が適用されます。

相続税法第12条  
「保険金の非課税限度額」 **500万円 × 法定相続人数**

※「保険金の非課税限度額」が適用されるためには、所定の条件を満たす必要があります。

※税務上のお取り扱いについては、2023年11月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。



## 長生きしたときは、年金で受け取りたい。

保険料の払込期間が満了したら、将来の死亡保障にかえて、年金\*で受け取ることができます。

\*年金は円でお支払いします。

参照 くわしくは [P.24](#)「9. 保険金等を年金で受け取る場合」(契約概要)をご覧ください。



# 「こだわり生き生き終身保険(外貨建)」は、積立金の増加に応じて、保障が充実していく

# 積立金額が基本保険金額以上になると、保険です。

参照 具体的な数値例は次ページをご覧ください。

【イメージ図】



- 第1保険期間/5年
- 保険料払込期間/10年
- 保険料払込方法/月払

**契約年齢**  
16歳～70歳

**契約通貨**  
米ドルまたは豪ドル

**保険期間**  
終身

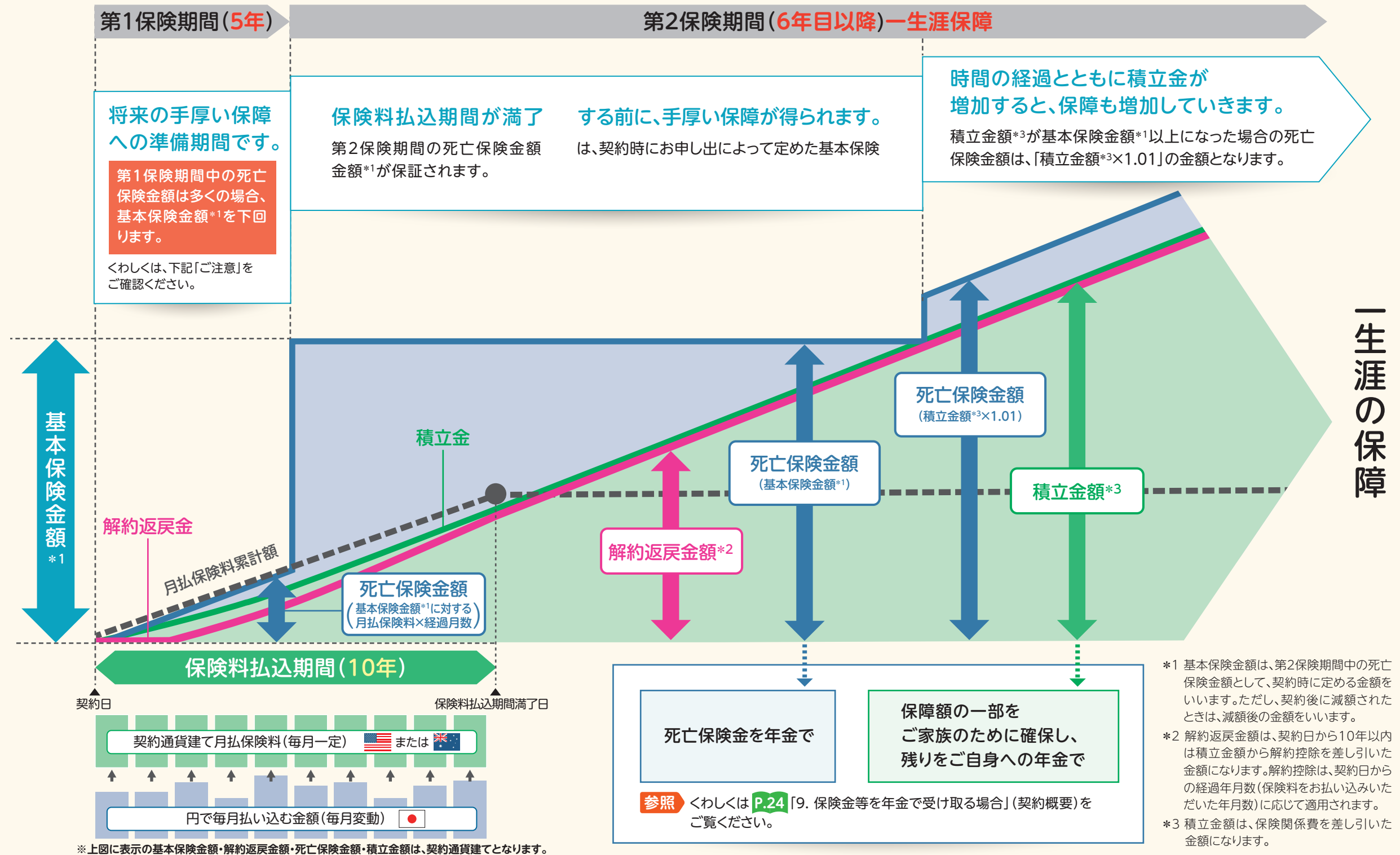
**保険料払込期間**  
10年または20年

**保険料払込方法(回数)**  
月払

**基本保険金額\*1の上限額**  
1,000万円～2,000万円  
※契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額で、契約年齢および保険料払込期間により異なります。

**参照**  
くわしくは [P.25](#)～[P.26](#)  
「12. 引き受け条件」(契約概要)をご覧ください。

**お申し込み告知は不要です。**



一生涯の保障

\*1 基本保険金額は、第2保険期間中の死亡保険金額として、契約時に定める金額をいいます。ただし、契約後に減額されたときは、減額後の金額をいいます。  
\*2 解約返戻金額は、契約日から10年以内は積立金額から解約控除を差し引いた金額になります。解約控除は、契約日からの経過年月数(保険料をお払いいただいた年月数)に応じて適用されます。  
\*3 積立金額は、保険関係費を差し引いた金額になります。



ご注意

- 上図は、この保険商品の概要を表すためのイメージです。実際のご契約の推移に基づいて作成されたものではありません。実際に適用される積立利率および契約内容によって、積立金額・解約返戻金額・死亡保険金額は図の動きと異なりますので、ご注意ください。
- 第1保険期間中の死亡保険金額は、「基本保険金額に対する月払保険料×契約日から被保険者がお亡くなりになった日までの経過月数」となります。ただし、積立金額が「基本保険金額に対する月払保険料×契約日から被保険者がお亡くなりになった日までの経過月数」を超える場合は積立金額となります。なお、第1保険期間中の死亡保険金額は多くの場合、基本保険金額を下回ります。

- 第1保険期間と保険料払込期間の設定、性別、年齢等によって、解約返戻金や積立金の推移は異なります。なお、契約後10年間は、解約控除がかかります。
- 保険料払込期間中の積立金額・解約返戻金額は、多くの場合、月払保険料累計額を下回ります。なお、保険料払込期間満了後であっても下回る場合があります。
- この保険にかかる積立金の運用、死亡保険金等のお支払い等は、契約時に選択いただいた契約通貨建てで行います。そのため、死亡保険金等を円に換算した場合、為替レートの変動により、損失が生じるおそれがあります。

ご参考 第1保険期間5年・保険料払込期間10年 各種金額例表

■被保険者／40歳・男性 ■契約通貨／米ドル ■基本保険金額／100,000米ドル ■保険期間／終身  
 ※契約例①・②の二つのイメージ図は、この保険商品の概要を表すためのイメージです。実際のご契約の数値の推移に基づいて作成されたものではありません。  
 ※契約例①・②の二つのイメージ図に表示の解約返戻金額・死亡保険金額・積立金額・死亡時の受取額は、契約通貨建てとなります。

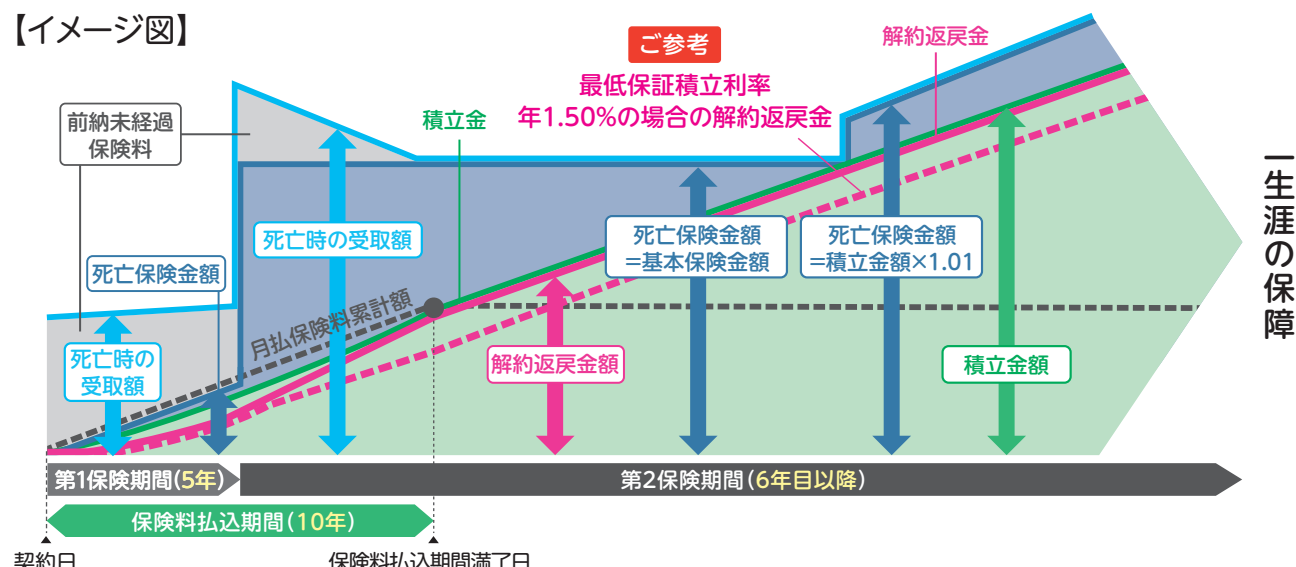
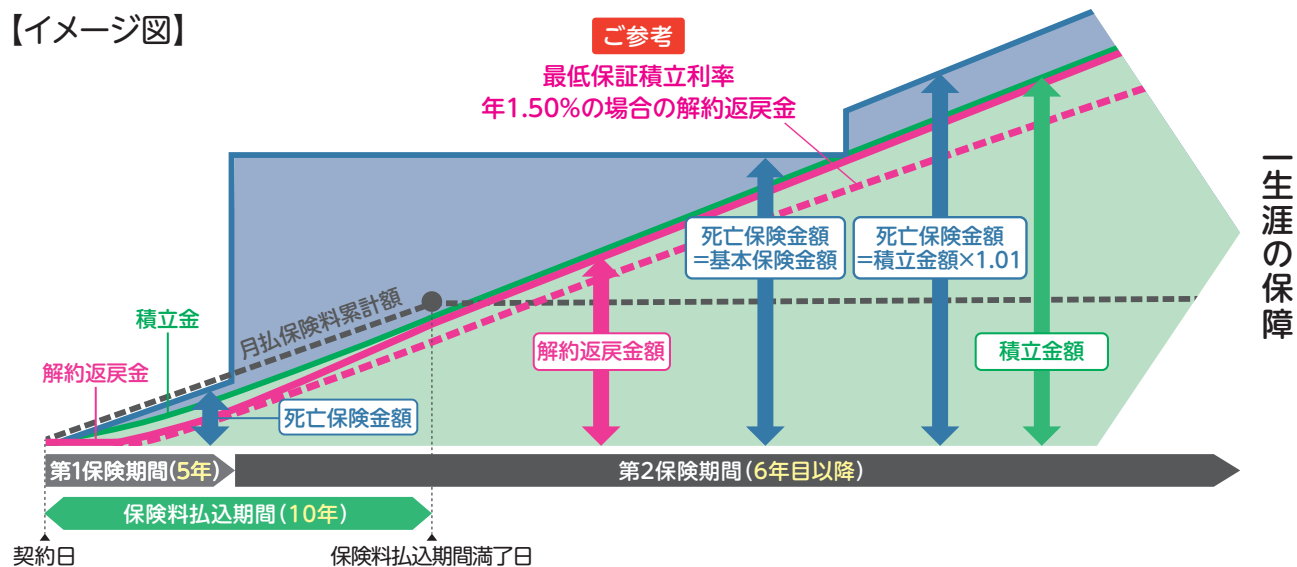
■第1保険期間／5年 ■保険料払込期間／10年 ■積立利率／年3.00% ■前納利率／4.00%  
 ありません。

契約例① 保険料を毎月払い込む場合 ■1年間に払い込む保険料(月払保険料×12ヵ月)／7,260米ドル

契約例② 保険料を全期前納する場合 ■第1回目払保険料・前納保険料の合計額／60,153.30米ドル

【イメージ図】

【イメージ図】



経過年数	被保険者年齢	契約例① 保険料を毎月払い込む場合					
		入金累計額*1	積立金額	死亡保険金額	入金累計額に対する死亡時の受取額の割合	解約返戻金額	返戻率*2
1年	41歳	7,260.00	6,340.27	7,260.00	100.0%	—	0.0%
3年	43歳	21,780.00	19,563.91	21,780.00	100.0%	13,465.51	61.8%
5年	45歳	36,300.00	33,547.16	36,300.00	100.0%	29,191.16	80.4%
6年	46歳	43,560.00	40,733.79	100,000.00	229.5%	37,248.99	85.5%
7年	47歳	50,820.00	48,128.57	100,000.00	196.7%	45,514.97	89.5%
9年	49歳	65,340.00	63,573.38	100,000.00	153.0%	62,702.18	95.9%
10年	50歳	72,600.00	71,641.68	100,000.00	137.7%	71,641.68	98.6%
11年	51歳	72,600.00	73,563.73	100,000.00	137.7%	73,563.73	101.3%
15年	55歳	72,600.00	81,816.45	100,000.00	137.7%	81,816.45	112.6%
20年	60歳	72,600.00	93,605.39	100,000.00	137.7%	93,605.39	128.9%
25年	65歳	72,600.00	107,405.25	108,479.30	149.4%	107,405.25	147.9%
30年	70歳	72,600.00	123,294.82	124,527.77	171.5%	123,294.82	169.8%
35年	75歳	72,600.00	141,516.29	142,931.45	196.8%	141,516.29	194.9%
40年	80歳	72,600.00	162,337.05	163,960.42	225.8%	162,337.05	223.6%
45年	85歳	72,600.00	185,972.25	187,831.97	258.7%	185,972.25	256.1%
50年	90歳	72,600.00	212,551.55	214,677.07	295.6%	212,551.55	292.7%

経過年数	被保険者年齢	契約例② 保険料を全期前納する場合									
		入金累計額*1	前納未経過保険料	積立金額	死亡保険金額	死亡時の受取額*3	入金累計額に対する死亡時の受取額の割合*3	解約返戻金額	解約時の受取額*3	返戻率*2*3	
1年	41歳	60,153.30	55,143.08	6,340.27	7,260.00	62,403.08	103.7%	—	55,143.08	91.6%	
3年	43歳	60,153.30	44,513.38	19,563.91	21,780.00	66,293.38	110.2%	13,465.51	57,978.89	96.3%	
5年	45歳	60,153.30	33,016.31	33,547.16	36,300.00	69,316.31	115.2%	29,191.16	62,207.47	103.4%	
6年	46歳	60,153.30	26,920.60	40,733.79	100,000.00	126,920.60	210.9%	37,248.99	64,169.59	106.6%	
7年	47歳	60,153.30	20,581.07	48,128.57	100,000.00	120,581.07	200.4%	45,514.97	66,096.04	109.8%	
9年	49歳	60,153.30	7,131.11	63,573.38	100,000.00	107,131.11	178.0%	62,702.18	69,833.29	116.0%	
10年	50歳	60,153.30	—	71,641.68	100,000.00	100,000.00	166.2%	71,641.68	71,641.68	119.0%	
11年	51歳	60,153.30	—	73,563.73	100,000.00	100,000.00	166.2%	73,563.73	73,563.73	122.2%	
15年	55歳	60,153.30	—	81,816.45	100,000.00	100,000.00	166.2%	81,816.45	81,816.45	136.0%	
20年	60歳	60,153.30	—	93,605.39	100,000.00	100,000.00	166.2%	93,605.39	93,605.39	155.6%	
25年	65歳	60,153.30	—	107,405.25	108,479.30	108,479.30	180.3%	107,405.25	107,405.25	178.5%	
30年	70歳	60,153.30	—	123,294.82	124,527.77	124,527.77	207.0%	123,294.82	123,294.82	204.9%	
35年	75歳	60,153.30	—	141,516.29	142,931.45	142,931.45	237.6%	141,516.29	141,516.29	235.2%	
40年	80歳	60,153.30	—	162,337.05	163,960.42	163,960.42	272.5%	162,337.05	162,337.05	269.8%	
45年	85歳	60,153.30	—	185,972.25	187,831.97	187,831.97	312.2%	185,972.25	185,972.25	309.1%	
50年	90歳	60,153.30	—	212,551.55	214,677.07	214,677.07	356.8%	212,551.55	212,551.55	353.3%	

参照 保険料の全期前納および前納利率については、P.11～P.12「前納利率について」、P.14「保険料の払込方法について」をご覧ください。



ご注意

- 表示の数値は、契約時の積立利率および契約内容が表示の経過年数に達するまで変更がなかったものと仮定して算出したものであり、実際の金額をお約束するものではありません。
- 例表の数値は、いずれも経過年数の末日における数値です。返戻率は、小数第2位以下を切り捨てて表示しています。
- 例表における赤枠の部分は、「第1保険期間」を示しています。
- 積立金額は、保険関係費を差し引いた金額になります。解約返戻金額は、積立金額から解約控除を差し引いた金額になります(解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします)。

- 表示の死亡保険金額等には税額は考慮されていません。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

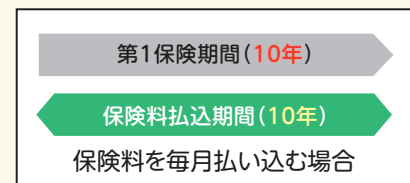
- \*1 「入金累計額」は、契約例①は月払保険料累計額と同額になります。契約例②は、第1回目払保険料・前納保険料の合計額になります。
- \*2 「返戻率」は、契約例①は「入金累計額」に対する「解約返戻金額」の割合、契約例②は、「入金累計額」に対する「解約時の受取額」の割合を示しています。
- \*3 契約例②の「死亡時の受取額」と「解約時の受取額」、「入金累計額に対する死亡時の受取額の割合」、および「返戻率」は、前納未経過保険料の払い戻し金額を加味して算出しています。



# 準備期間を長くすることで、より幅広い年齢のお客さまのニーズにあわせた保障をご準備いただけます。

参照 具体的な数値例は次ページをご覧ください。

【イメージ図】



- 第1保険期間／10年
- 保険料払込期間／10年
- 保険料払込方法／月払

保険料払込期間および契約年齢範囲	
保険料払込期間	契約年齢
10年	0歳～80歳
20年	16歳～70歳

契約通貨  
 米ドルまたは豪ドル

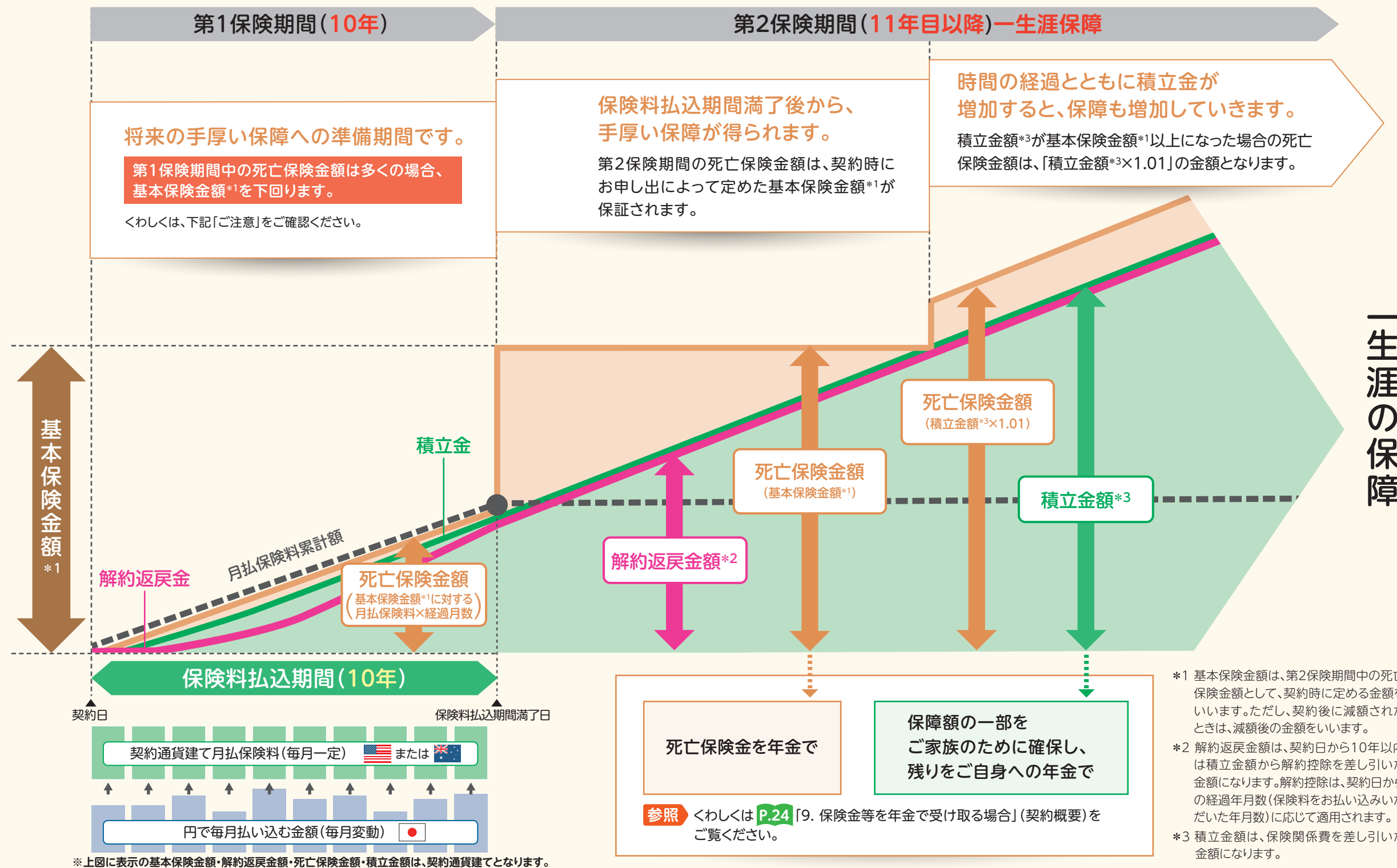
保険期間  
 終身

保険料払込方法(回数)  
 月払

基本保険金額\*1の上限額  
 500万円～3億円  
※契約日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額で、契約年齢および保険料払込期間により異なります。

参照  
 くわしくは [P.25](#)～[P.26](#)  
 「12. 引き受け条件」(契約概要)をご覧ください。

お申し込み告知は不要です。



\*1 基本保険金額は、第2保険期間中の死亡保険金額として、契約時に定める金額をいいます。ただし、契約後に減額されたときは、減額後の金額をいいます。  
 \*2 解約返戻金額は、契約日から10年以内は積立金額から解約控除を差し引いた金額になります。解約控除は、契約日からの経過年月数(保険料をお払い込みいただいた年月数)に応じて適用されます。  
 \*3 積立金額は、保険関係費を差し引いた金額になります。

- 上図は、この保険商品の概要を表すためのイメージです。実際のご契約の推移に基づいて作成されたものではありません。実際に適用される積立利率および契約内容によって、積立金額・解約返戻金額・死亡保険金額は図の動きと異なりますので、ご注意ください。
- 第1保険期間中の死亡保険金額は、「基本保険金額に対する月払保険料×契約日から被保険者がお亡くなりになった日までの経過月数」となります。ただし、積立金額が「基本保険金額に対する月払保険料×契約日から被保険者がお亡くなりになった日までの経過月数」を超える場合は積立金額となります。なお、第1保険期間中の死亡保険金額は多くの場合、基本保険金額を下回ります。  
 参照 くわしくは [P.19](#) 「5. 被保険者が死亡された場合の保障内容」(契約概要)をご覧ください。
- 第1保険期間と保険料払込期間の設定、性別、年齢等によって、解約返戻金や積立金の推移は異なります。なお、契約後10年間は、解約控除がかかります。
- 保険料払込期間中の積立金額・解約返戻金額は、多くの場合、月払保険料累計額を下回ります。なお、保険料払込期間満了後であっても下回る場合があります。
- この保険にかかる積立金の運用、死亡保険金等のお支払い等は、契約時に選択いただいた契約通貨建てで行います。そのため、死亡保険金等を円に換算した場合、為替レートの変動により、損失が生じるおそれがあります。

ご参考 第1保険期間10年・保険料払込期間10年 各種金額例表

■被保険者／40歳・男性 ■契約通貨／米ドル ■基本保険金額／100,000米ドル ■保険期間／終身  
 ※契約例①・②の二つのイメージ図は、この保険商品の概要を表すためのイメージです。実際のご契約の数値の推移に基づいて作成されたものではありません。  
 ※契約例①・②の二つのイメージ図に表示の解約返戻金額・死亡保険金額・積立金額・死亡時の受取額は、契約通貨建てとなります。

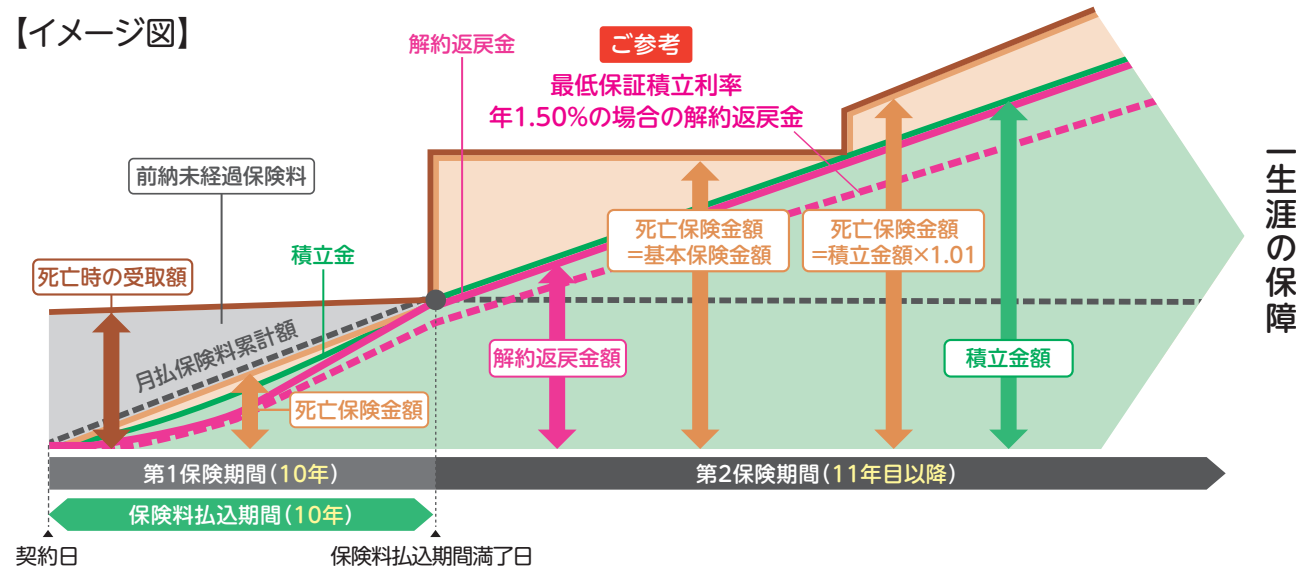
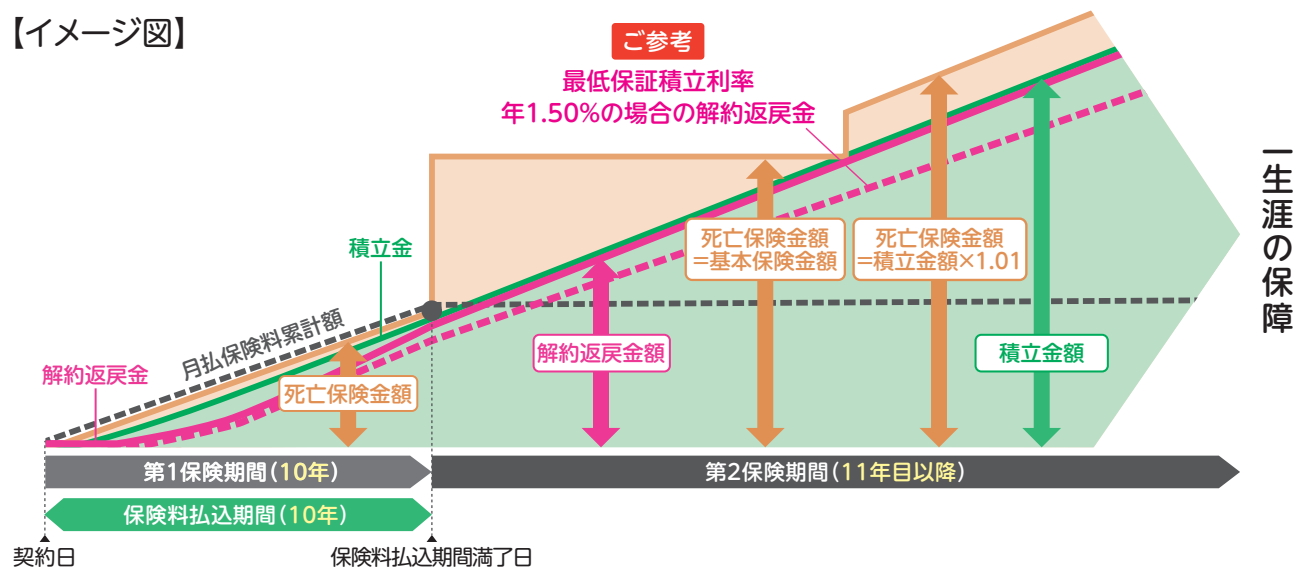
■第1保険期間／10年 ■保険料払込期間／10年 ■積立利率／年3.00% ■前納利率／4.00%  
 ※契約例①・②の二つのイメージ図は、この保険商品の概要を表すためのイメージです。実際のご契約の数値の推移に基づいて作成されたものではありません。

契約例① 保険料を毎月払い込む場合 ■1年間に払い込む保険料(月払保険料×12ヵ月)／7,128米ドル

契約例② 保険料を全期前納する場合 ■第1回目払保険料・前納保険料の合計額／59,059.61米ドル

【イメージ図】

【イメージ図】



[単位:米ドル]

経過年数	被保険者年齢	契約例① 保険料を毎月払い込む場合					
		入金累計額*1	積立金額	死亡保険金額	入金累計額に対する死亡時の受取額の割合	解約返戻金額	返戻率*2
1年	41歳	7,128.00	6,292.57	7,128.00	100.0%	—	0.0%
3年	43歳	21,384.00	19,417.04	21,384.00	100.0%	13,928.48	65.1%
5年	45歳	35,640.00	33,295.94	35,640.00	100.0%	29,375.54	82.4%
6年	46歳	42,768.00	40,532.38	42,768.00	100.0%	37,396.06	87.4%
7年	47歳	49,896.00	47,974.70	49,896.00	100.0%	45,622.46	91.4%
9年	49歳	64,152.00	63,502.66	64,152.00	100.0%	62,718.58	97.7%
10年	50歳	71,280.00	71,601.92	71,601.92	100.4%	71,601.92	100.4%
11年	51歳	71,280.00	73,522.75	100,000.00	140.2%	73,522.75	103.1%
15年	55歳	71,280.00	81,769.93	100,000.00	140.2%	81,769.93	114.7%
20年	60歳	71,280.00	93,550.49	100,000.00	140.2%	93,550.49	131.2%
25年	65歳	71,280.00	107,341.71	108,415.13	152.0%	107,341.71	150.5%
30年	70歳	71,280.00	123,221.78	124,454.00	174.5%	123,221.78	172.8%
35年	75歳	71,280.00	141,432.40	142,846.72	200.4%	141,432.40	198.4%
40年	80歳	71,280.00	162,240.63	163,863.04	229.8%	162,240.63	227.6%
45年	85歳	71,280.00	185,861.72	187,720.34	263.3%	185,861.72	260.7%
50年	90歳	71,280.00	212,425.12	214,549.37	300.9%	212,425.12	298.0%

[単位:米ドル]

経過年数	被保険者年齢	契約例② 保険料を全期前納する場合									
		入金累計額*1	前納未経過保険料	積立金額	死亡保険金額	死亡時の受取額*3	入金累計額に対する死亡時の受取額の割合*3	解約返戻金額	解約時の受取額*3	返戻率*2*3	
1年	41歳	59,059.61	54,140.48	6,292.57	7,128.00	61,268.48	103.7%	—	54,140.48	91.6%	
3年	43歳	59,059.61	43,704.05	19,417.04	21,384.00	65,088.05	110.2%	13,928.48	57,632.53	97.5%	
5年	45歳	59,059.61	32,416.01	33,295.94	35,640.00	68,056.01	115.2%	29,375.54	61,791.55	104.6%	
6年	46歳	59,059.61	26,431.13	40,532.38	42,768.00	69,199.13	117.1%	37,396.06	63,827.19	108.0%	
7年	47歳	59,059.61	20,206.87	47,974.70	49,896.00	70,102.87	118.6%	45,622.46	65,829.33	111.4%	
9年	49歳	59,059.61	7,001.46	63,502.66	64,152.00	71,153.46	120.4%	62,718.58	69,720.04	118.0%	
10年	50歳	59,059.61	—	71,601.92	71,601.92	71,601.92	121.2%	71,601.92	71,601.92	121.2%	
11年	51歳	59,059.61	—	73,522.75	100,000.00	100,000.00	169.3%	73,522.75	73,522.75	124.4%	
15年	55歳	59,059.61	—	81,769.93	100,000.00	100,000.00	169.3%	81,769.93	81,769.93	138.4%	
20年	60歳	59,059.61	—	93,550.49	100,000.00	100,000.00	169.3%	93,550.49	93,550.49	158.4%	
25年	65歳	59,059.61	—	107,341.71	108,415.13	108,415.13	183.5%	107,341.71	107,341.71	181.7%	
30年	70歳	59,059.61	—	123,221.78	124,454.00	124,454.00	210.7%	123,221.78	123,221.78	208.6%	
35年	75歳	59,059.61	—	141,432.40	142,846.72	142,846.72	241.8%	141,432.40	141,432.40	239.4%	
40年	80歳	59,059.61	—	162,240.63	163,863.04	163,863.04	277.4%	162,240.63	162,240.63	274.7%	
45年	85歳	59,059.61	—	185,861.72	187,720.34	187,720.34	317.8%	185,861.72	185,861.72	314.7%	
50年	90歳	59,059.61	—	212,425.12	214,549.37	214,549.37	363.2%	212,425.12	212,425.12	359.6%	

参照 保険料の全期前納および前納利率については、P.11～P.12「前納利率について」、P.14「保険料の払込方法について」をご覧ください。



ご注意

- 表示の数値は、契約時の積立利率および契約内容が表示の経過年数に達するまで変更がなかったものと仮定して算出したものであり、実際の金額をお約束するものではありません。
- 例表の数値は、いずれも経過年数の末日における数値です。返戻率は、小数第2位以下を切り捨てて表示しています。
- 例表における赤枠の部分は、「第1保険期間」を示しています。
- 積立金額は、保険関係費を差し引いた金額になります。解約返戻金額は、積立金額から解約控除を差し引いた金額になります(解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします)。

- 表示の死亡保険金額等には税額は考慮されていません。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

- \*1 「入金累計額」は、契約例①は月払保険料累計額と同額になります。契約例②は、第1回目払保険料・前納保険料の合計額になります。
- \*2 「返戻率」は、契約例①は「入金累計額」に対する「解約返戻金額」の割合、契約例②は、「入金累計額」に対する「解約時の受取額」の割合を示しています。
- \*3 契約例②の「死亡時の受取額」と「解約時の受取額」、「入金累計額に対する死亡時の受取額の割合」、および「返戻率」は、前納未経過保険料の払い戻し金額を加味して算出しています。



# 海外の金利を活用した運用成果が期待できます。

## 契約通貨について

- 「こだわり生き生き終身保険(外貨建)」にかかる積立金の運用、死亡保険金のお支払い等は、契約通貨で行います。
- 契約通貨は、契約時に次のいずれかからご選択いただきます。



※契約後は、契約通貨の変更はできません。

- 毎月の契約通貨建ての保険料は、円に換算してお払い込みいただきます。
- 保険料を全期前納する場合には、円の他に契約通貨でもお払い込みいただけます。

**参照** 保険料の登録制一括払および全期前納については、P.14「保険料の払込方法について」をご覧ください。

	毎月払い込む場合・登録制一括払の場合		全期前納の場合	
保険料の払込通貨	円	円	米ドル または 円	豪ドル または 円
契約通貨	米ドル	豪ドル	米ドル	豪ドル

## 積立利率について

- 「こだわり生き生き終身保険(外貨建)」では、契約通貨に応じた積立利率を毎月更改し、積立金を運用します。
- 積立利率は、マニライフ生命が毎月設定する「基準積立利率\*」に基づいて設定されます。
- 「基準積立利率\*」は、契約通貨で「米ドル」をお選びいただいた場合はアメリカの市場金利、「豪ドル」をお選びいただいた場合はオーストラリアの市場金利を指標として、設定されます。
- 契約日における積立利率は、契約日における基準積立利率と同じです。(積立利率は年1.5%が最低保証されます。) 契約後の月単位の契約応当日における積立利率は、契約日から月単位の契約応当日までの各基準積立利率を平均した利率となります。

\*基準積立利率は、契約通貨に対応する指標金利のマニライフ生命の定める期間における平均値に-1.0%から1.5%を増減させた範囲内でマニライフ生命が定めた利率となります。

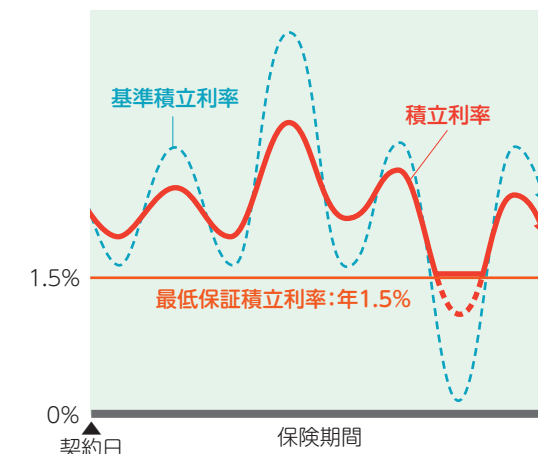
### 積立利率の設定例

1月の基準積立利率/2.50%<sup>A</sup> 2月の基準積立利率/3.00%<sup>B</sup>  
3月の基準積立利率/3.50%<sup>C</sup> 4月の基準積立利率/2.50%<sup>D</sup> の場合

契約日	各ご契約に適用される毎月の積立利率(契約日が左記の場合)			
	1月	2月	3月	4月
1月1日	2.50% <sup>A</sup>	2.75% (A+B)÷2	3.00% (A+B+C)÷3	2.88% (A+B+C+D)÷4
2月1日	—	3.00% <sup>B</sup>	3.25% (B+C)÷2	3.00% (B+C+D)÷3
3月1日	—	—	3.50% <sup>C</sup>	3.00% (C+D)÷2
4月1日	—	—	—	2.50% <sup>D</sup>

※各基準積立利率を平均した積立利率は、小数第3位を四捨五入します。  
※契約日から120ヵ月超となった場合の積立利率は、当月を含めて直近120ヵ月の基準積立利率の平均値とします。  
※適用される積立利率等は、マニライフ生命ホームページでご確認いただけます。

### 積立利率の推移イメージ



**基準積立利率および積立利率は、この保険の実質的な利回りではありません。**

お客様にお払い込みいただいた契約通貨建ての保険料全額が基準積立利率および積立利率で運用されるもの積立金として運用されます。また、契約後も定期的に、保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が積立金

ではありません。お払い込みいただいた保険料のうち、保険契約の締結・維持に係る費用に充てられる金額をのぞいた金額から控除されるためです。

## 前納利率について

<保険料を全期前納した場合の前納保険料を積み立てる率、および保険

- 「こだわり生き生き終身保険(外貨建)」では、保険料を全期前納した場合には、その保険料(前納保険料)に前納利率が適用されます。
- 前納保険料をマニライフ生命が受領した日が属する月に設定されている前納利率が、その受領した前納保険料に適用されます。

料前納に対する割引率のことです。>

- 保険料払込期間10年の場合のみ、全期前納が可能です。
- 契約に適用される前納利率は、積立利率とは異なり、契約後更改されることはありません。

**参照** くわしくはP.19「4. 前納利率」(契約概要)をご覧ください。

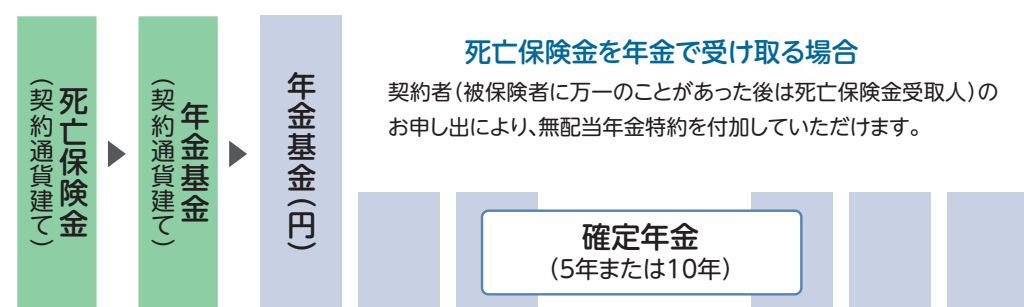
※適用される前納利率は、マニライフ生命ホームページでご確認いただけます。

# 年金で受け取ることもできます。

## 死亡保険金を年金で受け取る

### —無配当年金特約を付加—

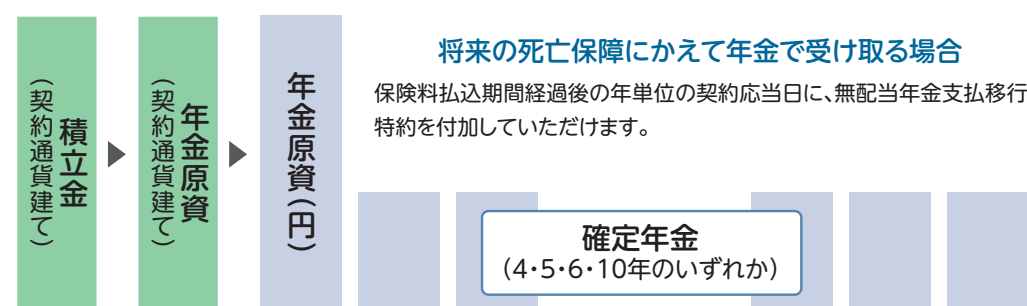
- 死亡保険金の全部または一部を年金基金として、年金でお受け取りいただけます。
- **円支払特約E型を同時に付加していただき、契約通貨建ての死亡保険金額を円建ての年金基金に換算して、円建てで年金をお受け取りいただけます。**
- 年金種類は確定年金(5年または10年)です。



## 将来の死亡保障にかえて、積立金を年金で受け取る

### —無配当年金支払移行特約を付加—

- 保険料払込期間満了後に、将来の死亡保障の全部または一部を、年金でお受け取りいただけます。
- 年金支払に移行する部分の積立金を年金原資とします。
- **円支払特約E型を同時に付加していただき、契約通貨建ての年金原資を円に換算して、円建てで年金をお受け取りいただけます。**
- 年金種類は確定年金(4年・5年・6年・10年)です。



ご注意

- 年金は円でお支払いします。契約通貨建ての年金のお支払いは取り扱いません。
- 契約通貨建ての年金基金または年金原資を換算基準日における為替レートで円に換算して、年金をお支払いします。そのため、円でお支払いする年金の合計額が、払込保険料の総額の円換算額を下回り、損失が生じる場合があります。
- 実際の年金額は、年金支払開始時点の基礎率等(予定利率等)によって計算されます。

参照 くわしくは P.24 「9. 保険金等を年金で受け取る場合」(契約概要)をご覧ください。

## 保険料の払込方法について

毎月の契約通貨建ての保険料は、円に換算してお払い込みいただきます。

- 契約通貨建ての保険料は、契約時のお申し出によって定めた契約通貨建ての基本保険金額・第1保険期間・保険料払込期間等に基づいて、算出されます。
- 毎月の契約通貨建ての保険料は、円に換算してお払い込みいただきます。
- 契約通貨建ての保険料を円に換算する際の為替レートは、マニュアル生命が定めます。

参照 くわしくは P.22 「8. 主な特約」 「円入金特約」(契約概要)、および P.27 ~ P.28 「この保険にかかる費用は次のとおりです」(注意喚起情報)をご覧ください。



ご注意

- 毎月、契約通貨建ての保険料を円に換算した金額をお払い込みいただきます。お払い込みいただく金額は、換算基準日における為替レートの変動により、お払い込みのたびに変動(増減)します。
- 保険料のお払い込みの猶予期間は、払込期月の翌月1日から翌々月の末日までです。猶予期間が満了するまでに保険料のお払い込みがない場合は、ご契約は解除となります。その場合、解約返戻金を契約者にお支払いします。ご契約の失効・復活のお取り扱いはありません。
  - ・ 保険料払込期間満了まで保険料をお払い込みいただくことを前提に、基本保険金額等の設定をご確認ください。
  - ・ この保険の場合、解約控除の影響により契約日から最長2年間は、解約返戻金がまったくない場合があります。

参照 解約返戻金については P.21 「7. 解約返戻金」(契約概要)をご覧ください。

保険料払込方法(回数)は、月払のみとなります。

マニュアル生命の定める取扱範囲内で、繰り返し同一月数分の契約通貨建ての保険料を円に換算した金額で一括払すること(登録制一括払)や、保険料を全期前納することができます。

### 登録制一括払

- 保険料を6ヵ月単位、または12ヵ月単位でまとめてお払い込みいただけます。
- 一括払された金額から、1ヵ月分の契約通貨建ての保険料を、月単位の契約応当日が到来するたびに充当します。
- ご契約が消滅したとき(死亡保険金をお支払いしたとき、解約または解除されたとき、その他理由を問いません)等に、ご契約に充当していない契約通貨建ての保険料がある場合には、充当していない契約通貨建ての保険料を払い戻します。

### 全期前納

※保険料払込期間10年をご選択いただいた場合にご利用いただけます。

- 全期前納の場合は、前納利率が適用されるため、保険料の割引があります。
- 全期前納の場合のみ、契約通貨建てで保険料を払い込むことができます。
- 前納された保険料は、前納利率で積み立てておき、月単位の契約応当日が到来するたびに保険料として充当します。
- 保険料のお払い込みを要しなくなった場合、前納された保険料の残額(前納未経過保険料)があれば払い戻します。

参照 前納利率については P.19 「4. 前納利率」(契約概要)をご覧ください。



ご注意

### 生命保険料控除について

- 登録制一括払(6ヵ月単位または12ヵ月単位)で保険料をお払い込みいただいた場合、その年に払込期日が到来した金額をその年に支払った保険料の額とし、その金額のみが生命保険料控除の対象となります。
- 全期前納で保険料をお払い込みいただいた場合、以下の算式で計算した金額をその年に支払った保険料の額とし、その金額が生命保険料控除の対象となります。

$$\text{前納保険料の総額} \times \frac{\text{前納保険料に係るその年中に到来する払込期日の回数}}{\text{前納保険料に係る払込期日の総回数}}$$



# ○ 契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「[ご契約のしおり/約款](#)」に記載していますのでご確認ください。

## 1 引受保険会社

商号：マニライフ生命保険株式会社  
 本社所在地：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
 東京オペラシティタワー30階  
 連絡先：コールセンター TEL **0120-063-730**  
 ホームページ：[www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp)

## 2 この保険の特長としくみ

- 「こだわり生き生き終身保険(外貨建)」の正式名称は、「無配当外貨建特別終身保険(積立利率変動型)」です。
- この保険は、保険期間が「第1保険期間」と「第2保険期間」に分かれています。
- 第1保険期間中は「基本保険金額に対する月払保険料×経過月数」を、第2保険期間中は契約締結の際に契約者のお申し出によって定めた金額(基本保険金額)を、被保険者が死亡されたときの死亡保険金としてお支払いする一生涯保障の続く保険です。

### 「第1保険期間」

- ・契約日からその日を含めて所定の期間が満了するまでの期間をいいます。
- ・契約者は、保険契約の締結の際、マニライフ生命の定める範囲内の期間(5年または10年)を指定していただきます。なお、指定された期間は、保険契約締結後、変更することはできません。
- ・第1保険期間中に被保険者が死亡した場合は、死亡保険金として、「基本保険金額に対する月払保険料×経過月数」をお支払いします。ただし、第1保険期間中における積立金額が「基本保険金額に対する月払保険料×経過月数」をこえる場合は、積立金額をお支払いします。

### 「第2保険期間」

- ・第1保険期間が満了する日の翌日以後、終身にわたる期間をいいます。
- ・第2保険期間中は死亡保険金として基本保険金額をお支払いします。ただし、第2保険期間中において、積立金額が基本保険金額以上となる場合は、「積立金額に1.01を乗じて得た金額」をお支払いします。
- 保険契約締結の際に、契約通貨として米ドルまたは豪ドルのいずれかを選択していただきます。この保険にかかる積立金の運用、死亡保険金等のお支払い等は契約通貨で行います。

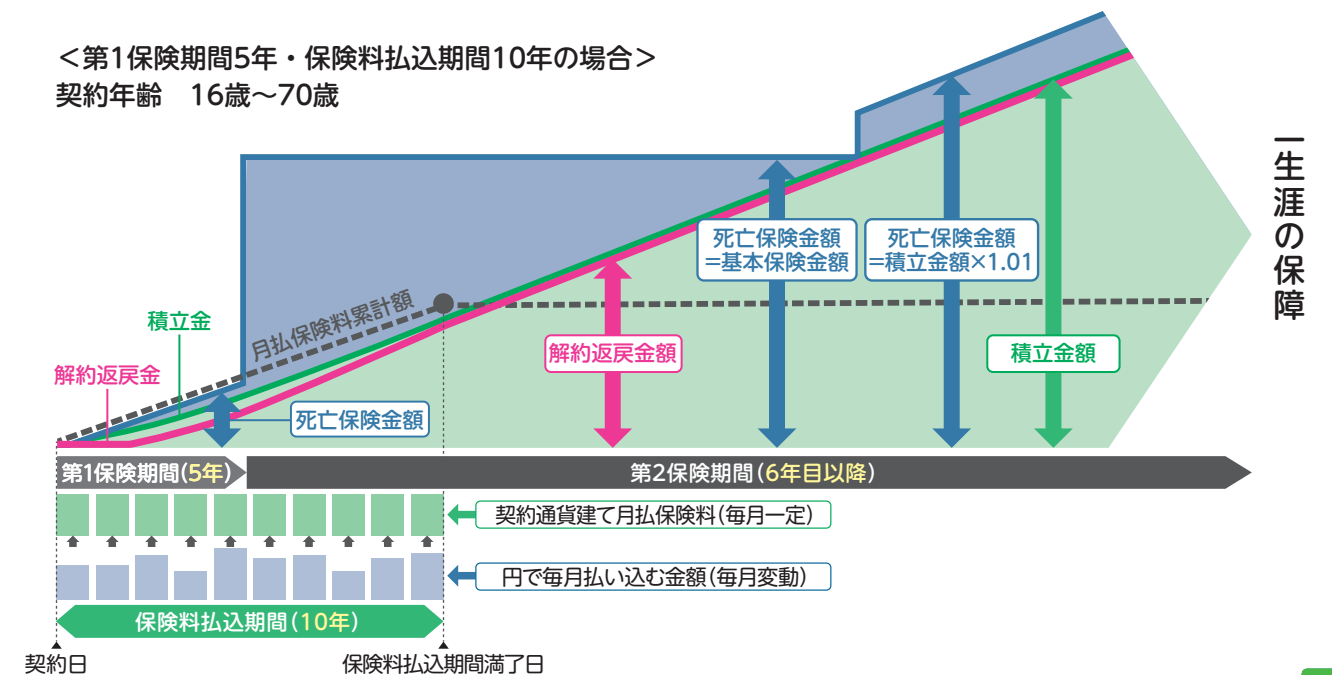
- 保険料の払込方法(回数)は月払のみとなります。
- 「円入金特約」を付加して、契約通貨建ての保険料をマニライフ生命所定の換算基準日における為替レートを用いて円に換算した金額を、円でお支払いいただきます。  
 ※保険料を全期前納する場合は、契約通貨でもお支払いいただけます。
- 積立金額は、払い込まれた保険料および経過年月数により、保険関係費を控除したあと、積立利率を適用して計算されます。  
**参照** 保険関係費については、[P.27「保険関係費」\(注意喚起情報\)](#)をご覧ください。
- 「円支払特約E型」を付加することにより、死亡保険金等を円でお支払いすることができます。

### この保険にはリスクがあります



- この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「お支払い時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」が、「お払い込み時点の為替相場で円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。
  - ・契約通貨建ての保険料を円に換算した金額は、「円入金特約」の為替レートの変動に応じて、お払い込みのたびに変動(増減)します。
  - ・「円支払特約E型」を付加して円に換算してお支払いする死亡保険金の額等は、「円支払特約E型」の為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。このため、「契約時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」を下回ることがあります。

### 【保険料を毎月払い込む場合のイメージ図①】

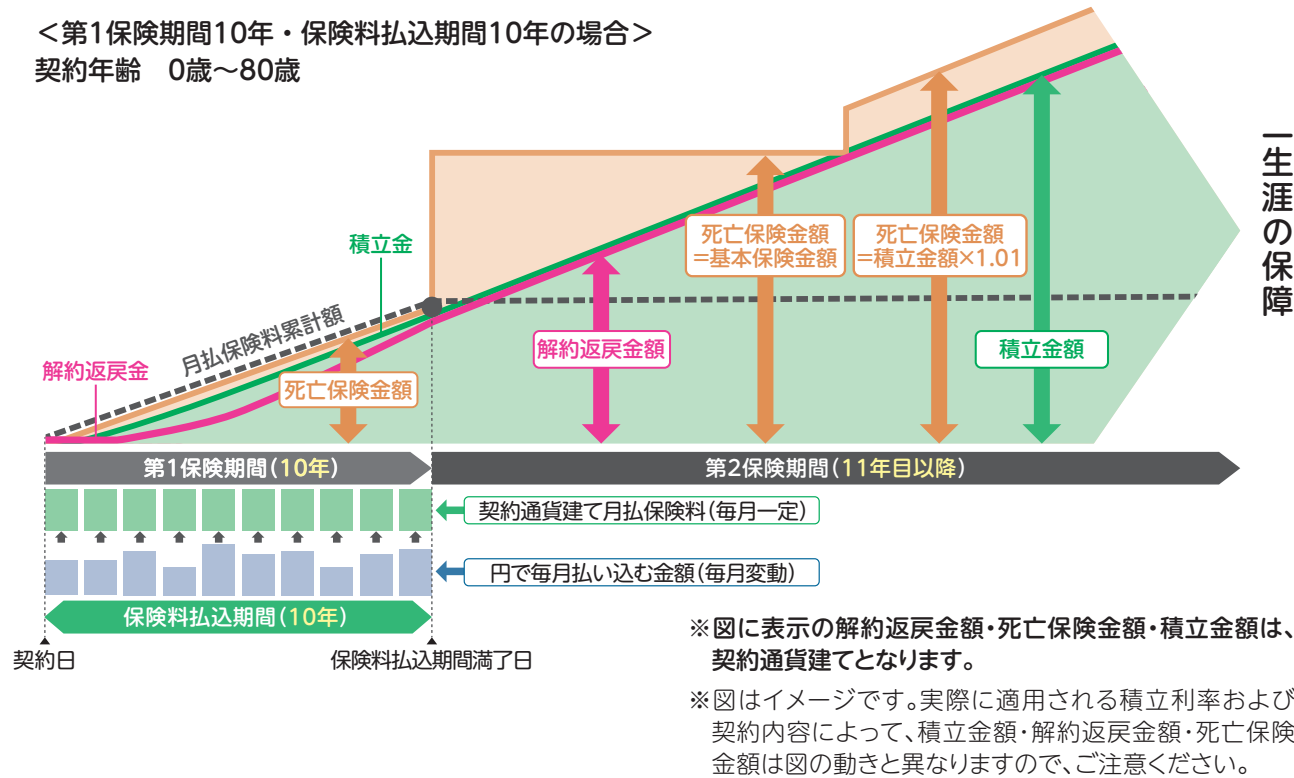


次のページへ続く ➡

次のページへ続く ➡

【保険料を毎月払い込む場合のイメージ図②】

<第1保険期間10年・保険料払込期間10年の場合>  
 契約年齢 0歳～80歳



**ご注意**

- この保険は、第1保険期間中に保証される死亡保険金額が基本保険金額とは異なり、死亡保障が抑えられています。
- 第1保険期間中の死亡保険金額は、「基本保険金額に対する月払保険料×経過月数」となります。ただし、積立金額が「基本保険金額に対する月払保険料×経過月数」を超える場合は積立金額となります。なお、第1保険期間中の死亡保険金額は多くの場合、基本保険金額を下回ります。
- 保険料払込期間中の積立金額・解約返戻金額は、多くの場合、月払保険料累計額を下回ります。なお、保険料払込期間満了後であっても下回る場合があります。

3 積立利率

- 積立利率は、契約日および契約後の月単位の契約応当日に、毎月マニライフ生命が定める基準積立利率をもとに設定されます。
- 基準積立利率は、契約通貨に対応する指標金利のマニライフ生命の定める期間における平均値に-1.0%から1.5%を増減\*させた範囲内でマニライフ生命が定めた利率となります。  
 \*指標金利と資産運用利回り(想定される運用期間および運用資産に基づき算出)との差および運用資産の金利リスク等を考慮して設定されます。

●指標金利は、契約通貨に応じて定められています。

契約通貨	指標金利
米ドル	金利スワップレート10年物 米ドル - 米ドル買値(SOFR*)
豪ドル	残存期間10年のオーストラリア国債の流通利回り

\*SOFR(ソファ):「Secured Overnight Financing Rate」の略で、米国の銀行間取引の指標となる金利です。  
 ※使用する金利スワップレートは、将来変更されることがあります。

- 基準積立利率は、原則として毎月1回(1日)設定されます。
- 契約日における積立利率は、契約日における基準積立利率と同じです(積立利率は年1.5%が最低保証されます)。契約後の月単位の契約応当日における積立利率は、契約日から月単位の契約応当日までの各基準積立利率を平均した利率とします。

**ご注意**

基準積立利率および積立利率は、この保険の実質的な利回りではありません。

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が積立金として運用されます。また、契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が積立金から控除されます。そのため、**基準積立利率および積立利率は、月払保険料累計額および積立金額の実質的な利回りではありません。**

毎月の積立利率の設定例

- ・1月の基準積立利率:2.00%
- ・2月の基準積立利率:2.50%
- ・3月の基準積立利率:3.00%
- ・4月の基準積立利率:2.40%

契約日	契約日が左記の場合の各ご契約に適用される毎月の積立利率			
	1月	2月	3月	4月
1月1日	2.00% (A)	2.25% (A+B)÷2	2.50% (A+B+C)÷3	2.48% (A+B+C+D)÷4
2月1日	-	2.50% (B)	2.75% (B+C)÷2	2.63% (B+C+D)÷3
3月1日	-	-	3.00% (C)	2.70% (C+D)÷2
4月1日	-	-	-	2.40% (D)

※各基準積立利率を平均した積立利率は、小数第3位を四捨五入します。

- 契約日から120ヵ月超となった場合の積立利率は、当月を含めて直近120ヵ月の基準積立利率の平均とします。
- 積立利率は、積立金額の計算に際して、それぞれ設定した日から直後の月単位の契約応当日の前日まで適用し、契約後、月単位の契約応当日ごとに更改し、積立金全体に適用します。
- 契約者に対して、過去1年間の各月の積立利率を、年単位の契約応当日ごとにお知らせします。

参照 基準積立利率、積立利率について、くわしくは[マニライフ生命ホームページ](#)をご覧ください。



## 4 前納利率

- この保険は、**保険料払込期間10年を選択された場合のみ、保険料の全期前納ができます。**
  - 前納保険料には、前納利率が適用されます。
  - 前納利率は、前納保険料を積み立てる率、および保険料前納に対する割引率のことです。
  - 前納利率は、原則として毎月1回(1日)設定されます。契約通貨に対応する指標金利のマニライフ生命の定める期間における平均値に-1.0%から1.5%を増減\*させた範囲内でマニライフ生命が定めた利率となります。
- \*指標金利と資産運用利回り(想定される運用期間および運用資産に基づき算出)との差および運用資産の金利リスク等を考慮して設定されます。
- 指標金利は、契約通貨に応じて定められています。

契約通貨	指標金利
米ドル	金利スワップレート5年物 米ドル - 米ドル買値(SOFR*)
豪ドル	残存期間5年のオーストラリア国債の流通利回り

\*SOFR(ソファ): [Secured Overnight Financing Rate]の略で、米国の銀行間取引の指標となる金利です。

※使用する金利スワップレートは、将来変更されることがあります。

- 前納保険料をマニライフ生命が受領した日が属する月に設定されている前納利率が、その受領した前納保険料に適用されます。
- 前納利率は積立利率とは異なり、契約後に更改されることはありません。

**参照** 前納利率について、くわしくは [マニライフ生命ホームページ](#) をご覧ください。

## 5 被保険者が死亡された場合の保障内容

- この保険は、被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当されたときに死亡保険金をお支払いします。
- 第1保険期間中の死亡保険金と第2保険期間中の死亡保険金の支払額等は、以下のとおりです。

### 第1保険期間中

支払事由	保険金	支払額*1	受取人
第1保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金	基本保険金額*2に 対する月払保険料 × 経過月数*3	死亡保険金受取人

- \*1 積立金額が基本保険金額に対する月払保険料×経過月数の金額を超える場合は、積立金額をお支払いします。
- \*2 基本保険金額を減額した場合は、保険契約の締結時から減額後の基本保険金額であったものとして計算します。
- \*3 契約日からその日を含めて被保険者の死亡された日までの経過月数とし、1ヵ月未満の端数については切り上げます。

### 第2保険期間中

支払事由	保険金	支払額	受取人
第2保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金	基本保険金額*4	死亡保険金受取人

\*4 積立金額が基本保険金額以上の場合は、積立金額に1.01を乗じて得た金額とします。

- 被保険者死亡時に登録制一括払保険料・前納保険料に残額があるときには、その残額を死亡保険金受取人に払い戻します。

次のページへ続く 



この保険は、「第1保険期間」と「第2保険期間」とで、死亡保険金の支払額が異なります。  
**第1保険期間中に被保険者が死亡された場合の死亡保険金額は、多くの場合、基本保険金額を下回ります。**

- 死亡保険金受取人は、死亡保険金を年金で受け取ることができます。  
**参照** くわしくは、[P.24](#) [「9. 保険金等を年金で受け取る場合」](#) [「無配当年金特約」](#) (契約概要) をご覧ください。
- 支払事由に該当し、死亡保険金が支払われた場合、ご契約は消滅します。
- 支払事由に該当した場合でも、死亡保険金をお支払いできない場合があります。  
**参照** くわしくは、[P.31](#) [「5. 保険金をお支払いできない場合」](#) (注意喚起情報) をご覧ください。

## 6 保険料の払い込みが困難になったときの制度

- マニライフ生命はできるだけご契約を継続いただけるよう、次のお取り扱いをご用意しています。

### 途中から保険料を払わずにご契約を有効に続けたいとき

#### 払済保険への変更

- 所定の条件を満たしていれば、払済特別終身保険等へ変更できます。変更後は保険料をご負担いただくことなく、保障をご継続いただけます。
- 一般に、死亡保険金の額は元のご契約より小さくなりますが、保障は生涯続きます。
- ご契約からの経過に応じて、「払済特別終身保険」または「払済定額終身保険」となります。

#### 払済特別終身保険への変更

- ・ 保険料払込期間中かつ直後の月単位の契約応当日が第1保険期間中で、契約日からその日を含めて2年を経過している場合、保険料払込済の払済特別終身保険に変更します。

#### 払済定額終身保険への変更

- ・ 保険料払込期間中かつ直後の月単位の契約応当日が第2保険期間中の場合、変更時の解約返戻金を一時払の保険料に充当して、保険料払込済の払済定額終身保険に変更します。

### 保険料のご負担を軽くしたいとき

#### 基本保険金額の減額

- 所定の条件を満たしていれば、基本保険金額を減額することによって、保険料の払込額を少なくして、ご負担を軽くすることができます。この場合、減額部分は解約されたものとして取り扱います。
- 基本保険金額の減額をした場合、基本保険金額と同じ割合で積立金額も減額されます。



この保険は、ご契約の失効・復活のお取り扱いがありません。また、保険料の自動振替貸付のお取り扱いもありません。  
保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月1日から翌々月の末日までです。保険料払込の猶予期間が満了するまでに保険料のお払い込みがない場合、ご契約は解除となります。その場合、解約返戻金を契約者にお支払いします。

**参照** 解約返戻金については、[P.21](#) [「7. 解約返戻金」](#) (契約概要) をご覧ください。

**参照** くわしくは、「[ご契約のしおり/約款](#)」の「[保険料のお払い込みが困難になられた場合のお取り扱い](#)」をご覧ください。

## 7 解約返戻金

- この保険は、いつでも将来に向かってご契約を解約することができます。
- 解約、減額時、払済特別終身保険への変更時および払済定額終身保険への変更時に、契約日から解約した日、減額した日、払済特別終身保険への変更日および払済定額終身保険への変更日までの経過年月数（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて積立金額から解約控除をご負担いただきます。
- 解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします。  
※解約控除は、経過年月数（保険料をお払い込みいただいた年月数）・保険料払込期間等によって異なるため、一律には記載できません。  
※払済特別終身保険または払済定額終身保険への変更後の解約および減額時に、解約控除のご負担はありません。
- すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中にご契約を解約された場合でも、保険料の未経過分のお支払いはありません。
- 解約時に登録制一括払保険料・前納保険料に残額があるときには、その残額を契約者に払い戻します。

**参照** 解約返戻金の試算額等は、最新の「設計書」をご覧ください。



- 生命保険は、お払い込みいただいた保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられていくものではありません。一部は保険金のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な費用に充てられます。したがって、解約した場合の解約返戻金は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少なくなります。
- 解約返戻金は、保険の種類、契約年齢、性別、経過年月数等によっても異なりますが、特に、契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- この保険の場合、解約控除の影響により契約日から最長2年間は、解約返戻金がまったくない場合があります。

## 8 主な特約

### 米ドル特約C型・豪ドル特約C型（この保険では、いずれかを選択して付加いただきます）

- ご契約時に契約通貨として米ドルまたは豪ドルのいずれかを選択して付加いただきます。死亡保険金等のお支払い等を契約通貨で行います。



- 契約後に契約通貨を変更することはできません。
- 「米ドル特約C型」と「豪ドル特約C型」を重複して付加することはできません。
- 金融情勢等の影響により、契約通貨によってはお取り扱いを見合わせる場合があります。

## 円入金特約

- この保険には「円入金特約」が付加されます。ただし、保険料を契約通貨建てで全期前納する場合は付加されません。
- 契約通貨建ての保険料の円への換算は、契約通貨に応じて下表の換算基準日におけるマニュアル生命の定める為替レートをを用いて計算します。

**参照** 契約通貨建ての保険料等を円に換算する際に用いる為替レートは、P.27～P.28「この保険にかかる費用は次のとおりです」（注意喚起情報）をご覧ください。

対象	換算基準日
第1回保険料または第1回保険料相当額を払い込む場合	マニュアル生命が受領する日の前日
第2回以後の保険料を払い込む場合	払込期月の前月末日 (ただし、保険料払込の猶予期間中に第2回以後の保険料を払い込む場合は、マニュアル生命が受領する日の前月末日)
保険料を登録制一括払により払い込む場合	登録制一括払により払い込む保険料の払込期月中、最初に到来する払込期月の前月末日
保険料を全期前納する場合	マニュアル生命が受領する日

- 第1回保険料等のお払い込みにあわせて保険料を登録制一括払により払い込む場合、登録制一括払により払い込む保険料の換算基準日は、マニュアル生命が受領する日の前日とします。
- 保険料を登録制一括払で払い込む場合、または全期前納する場合は、上表の換算基準日におけるマニュアル生命の定める為替レートをを用いて計算した金額のうちの1ヵ月分の保険料を、月単位の契約応当日が到来するたびに充当します。
- 契約者が払い込んだ金額と保険料を円に換算した金額が相違する場合、過剰分については契約者に払い戻しますが、不足分については契約者にお払い込みいただきます。
- 不足分の保険料の円への換算には、保険料の換算に用いた為替レートをを用いるものとします。



- 契約通貨建ての保険料の円換算額は、換算基準日における為替レートの変動により、お払い込みのたびに変動（増減）します。
- 登録制一括払および全期前納の場合の契約通貨建ての保険料の円換算額は、換算基準日における為替レートの変動により、変動（増減）します。



### 円支払特約E型

●契約通貨建ての死亡保険金等を下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レートを  
用いて円に換算してお支払いする特約です。

**参照** 契約通貨建ての死亡保険金等を円に換算する際に用いる為替レートは、P.27～P.28「この保険  
にかかる費用は次のとおりです」(注意喚起情報)をご覧ください。

●死亡保険金、解約返戻金等の請求の際、その受取人のお申し出により付加することができます。

対象	換算基準日
死亡保険金、解約返戻金、 リビング・ニーズ特約による特約保険金	請求書類をマニライフ生命の本社が受付 した日*の翌営業日
無配当年金特約による年金基金	年金支払開始日の翌営業日または請求書類 をマニライフ生命の本社が受付した日*の 翌営業日のいずれか遅い日
無配当年金支払移行特約による年金原資	無配当年金支払移行特約の締結日または請求 書類をマニライフ生命の本社が受付した日* の翌営業日のいずれか遅い日

\*書類の提出以外の方法(マニライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った際には、請求をマニ  
ライフ生命が受け付けた日



●この特約を付加して円に換算してお支払いする死亡保険金額等は、この特約の  
為替レートの変動に応じて、変動(増減)します。したがって、「お支払い時点の  
為替相場で円換算した死亡保険金額等」が、「お払い込み時点の為替相場で  
円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

### リビング・ニーズ特約

●被保険者が余命6ヵ月以内と判断されたとき、マニライフ生命の定める範囲内で死亡保険金の  
全部または一部を特約保険金として被保険者に前払いする特約です。

**参照** くわしくは、「ご契約のしおり/約款」の「特約について - リビング・ニーズ特約」をご覧ください。



●リビング・ニーズ特約を付加された場合の特約保険金の請求日が第1保険期間中  
となる場合は、特約保険金はお支払いしません。  
●死亡保険金の全部を特約保険金としてお支払いしたときは、ご契約はその  
請求日にさかのぼって消滅します。また一部を特約保険金としてお支払いした  
ときは、基本保険金額(払済特別終身保険または払済定額終身保険に変更後  
は死亡保険金額)は減額されたものとみなします。

### 指定代理請求特約

●被保険者が受取人となる保険金等を、被保険者ご自身が請求できない特別な事情(病気やけがで  
意思表示ができない場合等)があるときに、被保険者の代理人としてあらかじめご指定いただいた  
「指定代理請求人」がその被保険者に代わって請求することができる特約です。

●指定代理請求人は、次の範囲内で1人を指定できます。  
・被保険者の戸籍上の配偶者  
・被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族  
・被保険者の直系血族

●この特約は、契約時はリビング・ニーズ特約と同時付加する場合のみ、付加できます。

●この特約を中途付加する場合の条件は、以下のいずれかとなります。

- ・リビング・ニーズ特約がすでに付加されている。
- ・リビング・ニーズ特約と同時付加する。

9

## 保険金等を年金で受け取る場合

### 無配当年金特約

- 死亡保険金を**確定年金(5年・10年)**でお支払いする特約です。
- 契約時および保険期間中は、契約者のお申し出により、保険金の支払事由発生後は、死亡保険金  
受取人のお申し出により付加できます。
- 「円支払特約E型」を同時に付加していただき、契約通貨建ての年金基金を円に換算して、年金を  
お支払いします。
- 死亡保険金をお支払いした後に、この特約を付加することはできません。

### 無配当年金支払移行特約

- 保険料払込期間満了後に、生涯にわたる死亡保障の全部または一部にかえて、**確定年金(4・5・6・  
10年)**でお支払いする特約です。
- この特約の締結日は、保険料払込期間経過後に到来する年単位の契約応当日のうち、契約者が  
指定した日とし、その日を年金支払開始日とします。
- 年金支払に移行する部分の積立金を年金原資とします。
- 「円支払特約E型」を同時に付加していただき、契約通貨建ての年金原資を円に換算して、年金を  
お支払いします。



- 契約通貨建ての年金のお取り扱いはありません。
- 年金額がマニライフ生命所定の金額を下回る場合には、無配当年金特約および  
無配当年金支払移行特約は付加できません。
- 年金額はご加入時点で定まるものではありません。将来お受け取りいただく年金額は、  
年金支払開始時点の基礎率等(予定利率等)によって計算されます。

次のページへ続く ➔

## 10 契約者配当金

●この保険には、契約者配当金はありません。

## 11 諸費用

●この保険には、保険関係費がかかるほか、解約、減額時、払済特別終身保険への変更時および払済定額終身保険への変更時に解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いによる費用がかかる場合があります。無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中には年金管理費がかかります。

**参照** くわしくは、P.27～P.28「この保険にかかる費用は次のとおりです」(注意喚起情報)をご覧ください。

## 12 引き受け条件

	最低	最高	単位																								
	20,000米ドル/20,000豪ドル	3億円相当額*1*2*3	1,000米ドル/1,000豪ドル																								
<p>*1 契約日におけるマニュアル生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。</p> <p>*2 被保険者の契約年齢、お申し込みいただくご契約の第1保険期間・保険料払込期間やマニュアル生命の保険契約の加入状況により異なります。</p> <p>*3 マニュアル生命所定の保険契約の保険金額を通算して、7億円(被保険者の契約年齢によって異なります)を超えることはできません。</p>																											
<p>&lt;第1保険期間10年の場合の上限金額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約年齢</th> <th>保険料払込期間10年(①)</th> <th>保険料払込期間20年(②)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0*~15歳</td> <td>500万円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>16~19歳</td> <td>1億円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>20~24歳</td> <td>2億5,000万円</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>25~49歳</td> <td>3億円</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>50~65歳</td> <td>3億円</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>66~70歳</td> <td>3億円</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>71~80歳</td> <td>2億円</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				契約年齢	保険料払込期間10年(①)	保険料払込期間20年(②)	0*~15歳	500万円	—	16~19歳	1億円	1,000万円	20~24歳	2億5,000万円	3,000万円	25~49歳	3億円	3,000万円	50~65歳	3億円	3,000万円	66~70歳	3億円	3,000万円	71~80歳	2億円	—
契約年齢	保険料払込期間10年(①)	保険料払込期間20年(②)																									
0*~15歳	500万円	—																									
16~19歳	1億円	1,000万円																									
20~24歳	2億5,000万円	3,000万円																									
25~49歳	3億円	3,000万円																									
50~65歳	3億円	3,000万円																									
66~70歳	3億円	3,000万円																									
71~80歳	2億円	—																									
<p>&lt;第1保険期間5年の場合の上限金額&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約年齢</th> <th>保険料払込期間10年(③)</th> <th>保険料払込期間20年(④)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0*~15歳</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>16~19歳</td> <td>1,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>20~24歳</td> <td>2,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>25~49歳</td> <td>2,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>50~65歳</td> <td>2,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>66~70歳</td> <td>1,000万円</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>71~80歳</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				契約年齢	保険料払込期間10年(③)	保険料払込期間20年(④)	0*~15歳	—	—	16~19歳	1,000万円	1,000万円	20~24歳	2,000万円	1,000万円	25~49歳	2,000万円	1,000万円	50~65歳	2,000万円	1,000万円	66~70歳	1,000万円	1,000万円	71~80歳	—	—
契約年齢	保険料払込期間10年(③)	保険料払込期間20年(④)																									
0*~15歳	—	—																									
16~19歳	1,000万円	1,000万円																									
20~24歳	2,000万円	1,000万円																									
25~49歳	2,000万円	1,000万円																									
50~65歳	2,000万円	1,000万円																									
66~70歳	1,000万円	1,000万円																									
71~80歳	—	—																									
<p>*0歳は、申込日が出生の日からその日を含めて14日経過後とします。</p>																											

基本保険金額	<p>※①～④に記載の基本保険金額は、契約日におけるマニュアル生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額です。</p> <p>※①～④に記載の基本保険金額を、それぞれの上限基本保険金額とします。</p> <p>※①～④を複数ご契約いただく場合は、以下のように取り扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新契約、既契約をあわせて、①～④の全契約を合計して①に記載の金額の範囲内とする。</li> <li>・新契約、既契約をあわせて、②～④の全契約を合計して②に記載の金額の範囲内とする。</li> <li>・新契約、既契約をあわせて、③～④の全契約を合計して③に記載の金額の範囲内とする。</li> </ul>												
保険料払込期間および契約年齢範囲	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">保険料払込期間</th> <th colspan="2">契約年齢</th> </tr> <tr> <th>第1保険期間5年</th> <th>第1保険期間10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年</td> <td rowspan="2">16~70歳</td> <td>0~80歳</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>16~70歳</td> </tr> </tbody> </table>	保険料払込期間	契約年齢		第1保険期間5年	第1保険期間10年	10年	16~70歳	0~80歳	20年	16~70歳		
保険料払込期間	契約年齢												
	第1保険期間5年	第1保険期間10年											
10年	16~70歳	0~80歳											
20年		16~70歳											
死亡保険金受取人の範囲	被保険者の戸籍上の配偶者または3親等内の親族												
最低保険料	30米ドル/30豪ドル												
保険料払込方法(回数)	月払のみ												
保険料払込方法(経路)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●口座振替扱(月払 ※登録制一括払を含む)</li> <li>●クレジットカード扱*(月払 ※登録制一括払を含まない)</li> </ul> <p>*クレジットカード扱は、月払保険料1,000米ドル/1,000豪ドルまでとなります。</p> <p>※全期前納をご選択の場合は、第1回目払保険料と前納保険料の合計額をお振り込みいただきます。</p>												
保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録制一括払</li> <li>・毎回6ヵ月分または毎回12ヵ月分の契約通貨建ての保険料を円に換算した金額でお払い込みいただけます。</li> <li>・登録制一括払された金額のうち、1ヵ月分の契約通貨建ての保険料は、月単位の契約応当日が到来するたびに充当します。</li> <li>※保険料一括払期間中でのお申し出による、ご契約に充当していない契約通貨建ての保険料の払い戻しはできません。</li> <li>●全期前納</li> <li>・保険料払込期間10年を選択した場合のみ、保険料の全期前納が可能です。</li> <li>・全期前納以外の前納は取り扱いしません。</li> <li>・保険料を全期前納する場合には、円他に契約通貨でもお払い込みいただけます。</li> <li>・全期前納された金額のうち、1ヵ月分の契約通貨建ての保険料は、月単位の契約応当日が到来するたびに充当します。</li> <li>※保険料前納期間中でのお申し出による、ご契約に充当していない契約通貨建ての保険料の払い戻しはできません。</li> </ul>												

- ご契約の具体的な内容については、「契約申込書(情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面)」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「契約申込書(情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面)」にて契約内容を必ずご確認ください。
- 金融情勢等の影響により、契約通貨等によってはお取り扱いを見合わせる場合があります。



## 注意喚起情報

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特に  
ご注意いただきたい事項を記載しています。

「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の  
詳細やご契約の内容に関する事項については「ご契約の  
しおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

### この保険にかかる費用は次のとおりです

#### 保険関係費

- お支払いいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持に係る費用に充てられ、それらを除いた金額が運用されます。また、契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障に係る費用等が控除されます。

※保険関係費は、契約年齢・性別等によって異なるため、一律には記載できません。

#### 解約、減額時、払済特別終身保険への変更時および払済定額終身保険への変更時にご負担いただく費用

- 解約、減額時、払済特別終身保険への変更時および払済定額終身保険への変更時に、契約日から解約した日、減額した日、払済特別終身保険への変更日および払済定額終身保険への変更日までの経過年月数（保険料をお支払いいただいた年月数）に応じて積立金額から解約控除をご負担いただきます。

- 解約控除をご負担いただく期間は、契約日から10年間とします。

※解約控除は、経過年月数（保険料をお支払いいただいた年月数）・保険料払込期間等によって異なるため、一律には記載できません。

※払済特別終身保険または払済定額終身保険への変更後の解約および減額時に、解約控除のご負担はありません。

#### 外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 前納する保険料を外貨でお支払いいただく際には、取扱金融機関への振込手数料をご負担いただく場合があります（くわしくは、取扱金融機関にご確認ください）。

- 死亡保険金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料（リフティングチャージ等）をご負担いただく場合があります（くわしくは取扱金融機関にご確認ください）。

次のページへ続く 

- 次の場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値（TTM）との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

- ①「円入金特約」を付加し、保険料を円でお支払いいただく場合
- ②「円支払特約E型」を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合
- ③「無配当年金特約」および「円支払特約E型」を付加し、年金基金を円に換算する場合
- ④「無配当年金支払移行特約」および「円支払特約E型」を付加し、積立金を円に換算する場合

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「円入金特約」の為替レート	契約通貨のTTM + 50銭	
②		
③ 「円支払特約E型」の為替レート	契約通貨のTTM - 1銭	契約通貨のTTM - 3銭
④		

※2024年4月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。

#### 無配当年金特約または無配当年金支払移行特約を付加した場合、年金支払期間中にご負担いただく費用

- 年金支払期間中、次の年金管理費をご負担いただきます。

項目	費用	
年金管理費 【年金支払の管理にかかる費用】	責任準備金額に 0.4%を乗じた金額	年金支払日に責任準備金から 控除します。

#### この保険にはリスクがあります

- この保険は外貨で運用するため、為替相場の変動による影響を受けます。
- したがって、「お支払い時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」が、「お支払い時点の為替相場で円換算した保険料の総額」を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
- 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。
  - ・契約通貨建ての保険料を円に換算した金額は、「円入金特約」の為替レートの変動に応じて、お支払いのたびに変動（増減）します。
  - ・「円支払特約E型」を付加して円に換算してお支払いする死亡保険金の額等は、「円支払特約E型」の為替レートの変動に応じて、変動（増減）します。このため、「契約時点の為替相場で円換算した死亡保険金の額等」を下回ることがあります。



## 1 この商品は生命保険です

- この商品は、マニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。

## 2 クーリング・オフ制度

ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

- 申込者または契約者は、申込日または第1回保険料相当額の払込日\*1のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。これを「クーリング・オフ制度」といいますが、この場合にはお払い込みいただいた金額を全額お返しします。

\*1 クレジットカードを利用して第1回保険料相当額をお払い込みいただく場合には、マニライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた日を第1回保険料相当額の払込日とします。この場合、カード会社からお客さまに請求がなされた場合のみ、お返しします。

- クーリング・オフのお申し出をされた場合、お払い込みいただいた金額を、マニライフ生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨でお返しします。
- したがって、円入金特約の付加の有無により、クーリング・オフに伴いお返しする通貨が異なります(円入金特約を付加しない場合は、外貨でお返しします)。くわしくは、下表をご参照ください。

	保険料のお払い込み時の通貨	クーリング・オフに伴いお返しする通貨
円入金特約を付加する場合	円*2	円*4
円入金特約を付加しない場合	外貨*3	外貨*5

- \*2 円入金特約の付加により所定の費用(通貨の換算に関する費用)が発生します。
- \*3 金融機関代理店等で円を外貨に両替する場合、所定の手数料が発生します。また、お客さまの口座からマニライフ生命が指定する口座へ送金を行うための、所定の手数料が発生することがあります。
- \*4 円でお払い込みいただいた金額と同額をお返しします。
- \*5 外貨でお払い込みいただいた金額と同額をお返しします。ただし、外貨でお返すため、当初の資金が円の場合(金融機関代理店等で外貨に両替した場合)、以下①～④により、お返しする金額を円に換算した金額が円ベースでは元本割れすることがあります。
- ①円から外貨への両替にかかる金融機関所定の手数料
  - ②外貨から円への両替にかかる金融機関所定の手数料
  - ③送金および着金にかかる金融機関所定の手数料
  - ④為替差損(益)

### クーリング・オフのお申し出方法

次の事項をご記入のうえ\*1、マニライフ生命の本社宛てに書面\*2によりお申し出ください。

- ① 申込者または契約者の住所・氏名
- ② 申込番号
- ③ 返金先口座[銀行名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人]\*3
- ④ クーリング・オフの申出日
- ⑤ クーリング・オフをする旨の文言

\*1 必ず申込者または契約者ご本人がご記入ください。

\*2 お客さまの個人情報保護のため、なるべく封書にてお申し出ください。

\*3 申込者または契約者名義の口座に限ります。

口座名義人名は、円口座の場合はカタカナで、外貨口座の場合はアルファベットでご記入ください。

#### 記入例

マニライフ生命保険株式会社 御中

私は契約の申込みの撤回を行います。

契約者 ○○○○

申込番号 XXXXXXXXXXXXX(11桁)

返金先口座 ○○銀行○○支店  
普通 △△△△△△△ 口座名義人 ○○○○

申出日 △年△月△日

住所 東京都○○区○○町△ー△ー△

氏名 ○○○○(自署)

#### 書面(封書)の送付先

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2  
東京オペラシティタワー  
マニライフ生命保険株式会社 新契約部



- 電話や口頭でのお申し出はできません。
- 生命保険募集人等には、クーリング・オフのお申し出はできません。

参照 クーリング・オフは、マニライフ生命ホームページ(www.manulife.co.jp)の「お問い合わせ」からもお手続きいただけます。

## 3 告知

- ご契約に際しては、契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- 入院中(入院予定・一時退院中も含む)の被保険者のお申し込みはお取り扱いできません。
- マニライフ生命の職員またはマニライフ生命で委託した者が、保険金のご請求の際に保険契約のお申し込み内容またはご請求内容等についてご確認にお伺いすることがあります。



## 4 保障の開始(責任開始期)

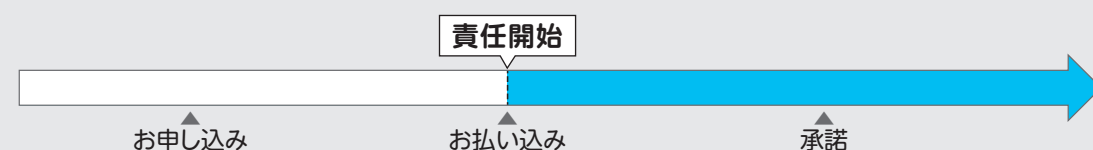
保障の責任は、第1回保険料相当額のお支払いが完了した時から開始します。

- お申し込みいただいたご契約をマニライフ生命が承諾した場合には、第1回保険料相当額のお支払いが完了した時\*(責任開始期)から、マニライフ生命はご契約上の責任を開始します。

\*クレジットカードによるお支払いの場合は、マニライフ生命でクレジットカードの有効性等の確認ができた時とします。

### 責任開始の例

- マニライフ生命の**承諾前**にお支払いがあった場合



- マニライフ生命の**承諾後**にお支払いがあった場合



- 契約日は責任が開始される日の属する月の翌月1日となります。  
※この保険では、責任が開始される日を契約日とするお取り扱いはありません。
- 三菱UFJ銀行の担当者(外貨建保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

## 5 保険金をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- 保険金の免責事由に該当した場合  
(例) 責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺、死亡保険金受取人等の故意による支払事由該当等
- 重大事由によりご契約が解除された場合  
(例) 死亡保険金を詐取る目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等
- 保険料のお支払いがなく、ご契約が解除となった場合
- 保険契約の締結に際して詐欺の行為があつてご契約が取り消しとなった場合
- 死亡保険金の不法取得目的があつてご契約が無効となった場合

## 6 保険料払込の猶予期間、ご契約の解除

保険料のお支払いがないと、ご契約が解除されます。

- 保険料は払込期月(保険料をお支払いいただく月)内にお支払いください。なお、払込期月内にお支払いの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 保険料払込の猶予期間は、払込期月の翌月1日から翌々月末日までです。
- 保険料払込の猶予期間内に保険料のお支払いがない場合、ご契約は解除となります。
- この保険には、失効・復活のお取り扱いや、マニライフ生命が自動的に保険料をお立替えする制度はありません。

## 7 解約返戻金

参照 くわしくは、P.21 [7. 解約返戻金] (契約概要)をご覧ください。

## 8 ご契約が消滅したときにおける保険料のお取り扱い

ご契約が消滅したときに、保険料の未経過分の払い戻しはありません。

- 払い込まれた保険料に対応する保険料期間の満了前に、保険契約が消滅したとき(死亡保険金が支払われたとき、解約または解除されたとき、その他理由を問いません)に、払い込まれた保険料のうち、未経過の保険料期間に応じて払い戻す金額はありません。**
- ただし、保険料を登録制一括払または全期前納でお支払いいただいた後、保険契約が消滅したとき(死亡保険金が支払われたとき、解約または解除されたとき、その他理由を問いません)に、保険契約に充当していない契約通貨建ての保険料がある場合には、充当していない契約通貨建ての保険料を払い戻します。**

## 9 新たにご契約へ乗り換える場合

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たにご契約のお申し込みを行った場合、不利益となる事項があります。

- 現在のご契約を解約・減額するときは、一般的に次の点について不利益となります。**
  - ・多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
  - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
  - ・新たにご契約については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前の発病の場合等には、保険金・給付金等が支払われないことがあります。

## 10 保険金のお支払いに関する手続き等

### お支払いに関する手続き等について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに[マニユライフ生命コールセンター](#)にご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり/約款](#)」、[マニユライフ生命ホームページ](#)に記載していますので、あわせてご確認ください。
- マニユライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、[マニユライフ生命コールセンター](#)に必ずご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金、給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には[マニユライフ生命コールセンター](#)にご連絡ください。

### 保険金の代理請求について

- 被保険者が受取人となる保険金等について、受取人がご請求できない特別な事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求ができる旨をお伝えください。

## 11 保険料や保険金等の課税関係

### 税務上の換算レート

- この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取り扱いについては日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。この場合、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様にお取り扱いします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート <sup>*1</sup>
解約返戻金	所得税(一時所得)	解約効力発生日	TTM
死亡保険金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB

\*1 TTMとは対顧客電信売買相場の仲値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。

- 円でお支払いいただいた保険料について、円建ての生命保険と同じ税法上の取り扱いを適用します。
- 外貨でお支払いいただいた保険料については、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様にお取り扱いします。

対象	換算基準日	換算時の為替レート <sup>*2</sup>
保険料	保険料受領日	TTM

\*2 TTMとは対顧客電信売買相場の仲値のことをいいます。

次のページへ続く 

- 「円支払特約E型」を付加した場合、解約返戻金および死亡保険金は下表の換算基準日におけるマニユライフ生命の定める為替レートをを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニユライフ生命の当社が受け付けた日 <sup>*3</sup> の翌営業日
死亡保険金	

\*3 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

### 保険料と税金

- お払い込みいただいた保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。
- 他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。  
※登録制一括払(6ヵ月単位または12ヵ月単位)または全期前納で保険料をお払い込みいただいた場合、その年に払込期日が到来した金額をその年に支払った保険料の額とし、その金額のみが「生命保険料控除」の対象となります。

### 生命保険料控除の対象となる保険料

- 1月から12月までにお払い込みいただいた正味保険料の合計額です。

### 死亡保険金等にかかる税金

- 死亡保険金等を受け取られた場合、所得税および住民税、相続税、贈与税のいずれかが課税されますが、だれが保険料を負担し、だれが死亡保険金等を受け取られたか、被保険者はだれかによって、課税関係は次のようになります。

死亡保険金等	契約者	被保険者	受取人	税金の種類
死亡保険金	本人	本人	配偶者または子	相続税
	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得)+住民税
	本人	配偶者	子	贈与税
解約返戻金	本人	-	本人	所得税(一時所得)+住民税

### 保険金の非課税扱について

- リビング・ニーズ特約による特約保険金は、被保険者本人が受け取られた場合は非課税扱となります。

#### 【ご参考】一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費} (\text{払込保険料総額等}) - \text{特別控除} (50\text{万円}) \} \times 1/2$$



●税務上のお取り扱いについては、2023年11月現在の内容であり、今後、税制の変更等によりお取り扱いが変更になる場合がありますのでご注意ください。また、個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。くわしくは、「[ご契約のしおり/約款](#)」をご覧ください。



## 12 信用リスクと生命保険契約者保護機構

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

- マニライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。**生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。**

生命保険契約者保護機構の詳細は、下記までお問い合わせください。

**生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820**

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 13 各種お手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

### マニライフ生命へのお問い合わせ

- 生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては下記までご連絡ください。

**マニライフ生命コールセンター TEL 0120-063-730**

受付時間 9:00～17:00(土日祝・12/31～1/3は除く)

### 指定紛争解決機関について

- この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## アフターサービス



無料の付帯サービス「**メディカルリリーフ(プラス)**」  
**健康相談サービス**

### メディカルソムリエ

[利用対象者:被保険者]

#### ■セカンドオピニオン手配サービス

この治療でよいか、他に治療はないか。納得の治療を選択するためのセカンドオピニオンを手配します。専門医との面談手配のほか、お住まいや病状等の理由で外出が難しい場合は専門医とのオンライン面談あるいは電話相談の手配も可能です。

※お客さまの病状・症状やご希望等を伺い、医療機関の受け入れ可否確認を行い、セカンドオピニオンの予約代行をするサービスです。電話でのセカンドオピニオンでは、専門医の紹介はありません。

#### ■受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

※ティーバック株式会社が適当と判断した場合に限り、指定する医療機関へ手配します。希望すれば受けられるものではありません。

### メディカルほっとコール24

[利用対象者:被保険者とそのご家族\*1]

健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等に関する電話相談を24時間年中無休で、医師・看護師等のスタッフが受け付けます。



「plus Baton<sup>※2</sup>」に登録すると、チャットによる健康相談やセカンドオピニオン手配等のWeb申込み機能等が利用できます。

\*1 サービスを利用できる「ご家族」は1親等以内です。

\*2 利用するには、ティーバック株式会社が運営する会員制Webサイト「plus Baton(プラスバトン)」に登録する必要があります。

- このサービスは、マニライフ生命の業務提携先であるティーバック株式会社が提供します。なお、サービス内容は予告なく変更・中止する場合があります。
- サービス利用の結果について、マニライフ生命は責任を負いかねます。
- 利用に際してティーバック株式会社が取得した個人情報、利用対象者確認の目的において、マニライフ生命に提供することがありますが、サービス提供以外の目的で使用されることはありません。また、ご本人の同意なく個人情報を第三者に提供することはありません。
- 利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
- 受診手配サービスは、ティーバック株式会社が適当と判断した場合に限り、指定する医療機関へ手配するもので、希望すれば受けられるものではありません。
- 利用の際の諸条件等がありますので、ご不明な点はお問い合わせください。



このサービスの詳しい内容については、**契約後、保険証券に同封されるチラシをご覧ください。**

## アフターサービス

 Web	マニライフ生命マイページ <b>mypage.manulife.co.jp</b>	ご登録はこちら 
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約内容のご照会</li> <li>● 住所・電話番号の変更、振替口座の変更等、各種手続き</li> <li>● 控除証明書の電子データ等のダウンロード</li> <li>● チャットのご利用 等</li> </ul>	
 お電話	マニライフ生命コールセンター <b>0120-063-730</b>	受付時間9:00~17:00 (土日祝・12/31~1/3は除く)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基準積立利率、積立利率、「円入金特約」の為替レート、「円支払特約E型」の為替レート</li> <li>● 契約内容のご照会、ご変更</li> <li>● 各種お手続きのご案内</li> <li>● 各種お手続き書類のご請求 等</li> </ul>	

## お客さまの個人情報のお取扱い

マニライフ生命は、個人情報のお取扱いに関する指針を定め、お客さまからご信頼いただける保険会社として、個人情報の適法かつ公正な方法による収集・利用、および適正な管理を通じてその正確性と機密性の保持に努めています。

マニライフ生命は、お客さまのご契約等に関する所定の情報を一般社団法人生命保険協会に登録し、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社等の特定の者と共同して利用しています。

## 「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認

マニライフ生命では、「犯罪収益移転防止法」にもとづき、一定の生命保険契約の締結の際、契約者の本人特定事項(氏名・住所・生年月日等)、職業または事業の内容等の確認を行っています。

**参照** くわしくは「ご契約のしおり/約款」、マニライフ生命ホームページの個人情報保護方針、「犯罪収益移転防止法」にもとづく取引時確認等に関するお願いをご覧ください。